

都市自治体の財政基盤強化施策の拡充等について

地方自治の確立に向け、都市自治体の財政基盤の強化が求められていることから、地方の財源措置の充実を図るとともに、各種起債制度の拡充・見直しが必要となっている。

また、国の制度改正に伴い、地方で発生する費用については、国においてその全額を負担すべきものであること、国立大学は地域の活性化に関し、関係市町村や地元企業等と連携して取り組んでいることから、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 起債事業については、起債を充当して用地を取得した後に、事業を中止または変更する場合、既に借り入れた額を一括繰上げ償還しなければならないが、取得した用地を活用した起債該当事業に変更する場合など、取得した用地が有効に活用される場合においては、用地費を含めた事業計画の変更を認めること。
- 2 合併特例債は、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置として創設され、合併後 10 年を限度として発行できることとなっているが、合併後の経済状況の悪化等により、建設計画期間の延長を余儀なくされていることから、合併基盤整備事業が円滑、かつ計画的に実施できるよう、発効期限を 5 年以上延長すること。
- 3 平成 22 年度から行われる公的資金補償金免除繰上償還について、財政状況に関わらず全ての自治体を対象として、市町村財政の健全化に資するよう更なる条件緩和を検討すること。特に公立病院改革ガイドラインに沿った「公立病院改革」に取り組んでいる自治体に対しては、病院事業債の繰上対象の拡大を行うこと。
- 4 小中学校耐震化事業等、仮設校舎の整備を伴う大規模な事業の実施において、地方自治体の財政負担を軽減し、事業を促進するため、本体工事と一体となる仮設校舎のリースについて起債対象とするよう制度を見直すこと。

- 5 過疎地域での学校の統廃合を進めるため、過疎債の対象として、学校施設であるグラウンドやプール等の整備を加えること。
- 6 過疎地域の自立を促進するため、道路や橋梁、公共施設の維持管理・修繕費についても過疎債の対象とすること。
- 7 外国人住民の住民基本台帳法適用に伴い、各市町村で必要となる住民基本台帳システムの改修については、全額国による適正な財源措置を講ずること。
- 8 宝くじが、その収益金等により地方財政資金の調達を始め、市町村の健全な発展、コミュニティ活動の促進等にこれまで果たしてきた役割は多大であることから、国においては、宝くじ事業のさらなる振興と、地方財政の一層の拡充等のため、効果的な資金運用と配分等、必要な改善策を早期に講ずること。
- 9 信州大学は、長野県に所在する国立大学として、地域における学術研究、高等教育を受ける機会の提供、地域発展に寄与する人材の育成、産学連携による地域活性化など、関係市町村や地元企業等と連携して取り組んでいるところであり、必要不可欠な存在であることから、国立大学法人等の教育力や研究開発力向上のため、長期的な観点から必要となる国立大学法人運営費交付金を確保すること。